

旅行者による営業保証金返還手続きの流れ

(営業保証金を返還するのは法務局です。三重県庁は返還に必要な証明書を発行します。)

【営業保証金の取戻しフロー図】

取戻し事由発生

(事業廃止、旅行業協会の保証社員になった等)

旅行業協会の会員でない場合

旅行業協会の会員の場合

①官報の公告

1) 官報に「営業保証金取戻し公告」を掲載してください。

「三重県官報販売所(株式会社別所書店)」
住所：津市本町32-35
電話：059-253-4466

2) 掲載した官報の写しを三重県観光部・観光戦略課に郵送してください。

※ 公告から6ヶ月間の債権の申し出期間を設けます。
※ 債権者からの申立てがなかった場合、以下の申請。

②6ヵ月後、三重県観光部・観光戦略課に証明発行申請

以下の書類を提出し、保証金取り戻しに関する証明書の交付を申請してください。

1. 「証明書交付申請書」
(申請書には登録申請時に使用した印鑑を押印。)
2. 「官報」の写し
3. 「供託書」の写し

※三重県が「保証金取り戻しに関する証明書」を送付します。

③法務局供託課に申請

1) 供託先の法務局(支局・出張所)へ、提出書類を確認のうえ、申請してください。
特に、供託者名が変更されている場合は注意してください。

【提出書類の例】

- 「供託書正本」
- 「登録行政庁発行の証明書」
- 「印鑑(供託書に押印したもの)」
- 「上記印鑑の印鑑証明書」
- 「登記簿謄本(本人のみ)」

④法務局より返還

旅行業協会に申請

入会している旅行業協会に必要な書類を提出してください。

※返還手続きは、旅行業協会にて行われます。
※手続きは、協会が国交省に証明書交付申請をした後、東京法務局にて取戻すことになります。

お問い合わせ先 三重県 観光部 観光戦略課
TEL：059-224-2830 FAX：059-224-2801
〒514-8570 津市広明町13